

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2024年9月11日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣）✉ idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

Web： <http://idogawasupport.sub.jp/>

かわら版編集：080-1101-8072（沼尾） 写真：（沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 30

行政はそれぞれ住民の「生命、身体及び財産を保護」をどのように守ったのかと問うことで、福島県民に対し、福島県が提訴している避難者への「公営住宅明け渡し裁判」は、県民に対する、福島県の誣告罪ではないかと原告は確信している。

その理由は、本件事故前の防災・避難訓練では避難が、その日のうちに終わるというもので、本件のような原子力事故で、帰還ができないような過酷な事故を考えておらず、「避難生活計画」が想定されていなかったことで、福島県民から「福島県の不作為」を追及されるべきものである。残念なことは、明け渡しの被告にされている福島県民の多くが、行政の不作為を判断できる経験がないから、原告になって、福島県庁の不作為を追及できないまま、被告にされているのがとても残念である。

「公営住宅明け渡し裁判」の被告席に座らなければならないのは、県民の生命、身体及び財産を守っていない福島県庁なのであって、県庁の不作為被害者は県民であり、全ての県民は原告の座に座らなければならない。

このことを証明できるのは、福島県内59市町村の中で、当時の双葉町長の井戸川克隆しかないのがとても悲しい。

本かわら版 No.30 p 9 上から11行目より

〔私 の 主 張〕 心 眼 を 開 く原告 井戸川克隆 2

• 第1「本題」原発問題に潜む病巣.....2 • 第2 ウソは犯罪.....7 • 最後に原告からの警告.....21

〔地裁前事前集会〕 原発の耐震基準が通常の建物と、まるで違う!!三原 翠 22

日本社会の一番大事な・・・秋葉忠利 23

〔報 告 集 会〕 「無限責任」二重三重の対策木村 結 24

〔新 ・ 世 話 人〕 「命を懸けて、闘う！」 共有しましょう高崎朋子 25

〔アンケート紹介〕 口頭弁論・報告集会に参加して 26

• お詫び.....23 • 支える会2024年度総会報告.....27 • あとがき.....27

第30回口頭弁論期日（9月18日）のお知らせ 28



東京地裁前 事前集会 7/17

『心眼を開く』

原告 井戸川克隆

ごあいさつ

支える会の皆様に改めてお礼を申し上げます。去る7月17日の第29回口頭弁論には、大勢の方に傍聴していただき、まことにありがとうございました。本人裁判3回目も原告席1人の口頭弁論は、やっぱり寂しいですね。しかし、それを傍聴席の皆さんが支えてくれるものですから、要旨の説明を約30分続けることができました。原告席から傍聴席を見ると、皆さんの強い眼差しで、応援して頂いていると心強く感じております。

次回は9月18日10時30分から証人尋問が行われます。午前中は原告側の証人の主尋問と被告の反対尋問、午後は、原告への主尋問と反対尋問を行うようになりました。大きな山場ですので、是非多くの支援者の皆様の傍聴をお願いします。

第1「本題」原発問題に潜む病巣

原発行政のウソの病巣を抉り出したのが去る7月17日に示した原告準備書面第36（その2）から第39です。それぞれの準備書面には本件事故前後のウソを暴いていますが、長文のために要旨に記しています。この要旨だけでも熟読していただければ、原告の裁判の目的と被告らのウソを知ることができますので、送付された要旨をぜひご覧ください。

原告の思い、日本国民の多くは、「先生」からの呪縛の影響で、先ず、「先生」に話を聞くことで結論を得るようになっていきます。かつて私が講演会に行った際、私は「先生」ではなかったのですが、招待者が私を「先生」と呼ぶものですから、すぐに私は「先生」ではないと否定しました。なぜ否定したかと言いますと、私の講演会に参加された方々が軽挙妄動に走ることがなく、「原発事故の真相に至る『ヒント』」を伝えたかった」ので、私は先生ではないという考えを相手に伝えたのです。やがて、人類はAIに支配されないためにも、自分自身が判断し、行動できることを願うために。

私が裁判を行うにあたって、当初は刑事裁判を考えていましたが、先行する刑事裁判が国ぐるみのウソの事故隠しでうやむやにされていたので、やむなく損害賠償請求事件にしたのです。勝訴ということ考えたのではなく、国民と双葉町民たちが原発事故のウソに同調していたので、事故前の真実と事故後のウソを法廷に開示して記録し、やがて、事故の深層とウソで国民を騙した証拠を被告らに提出させ、主張させること、いわゆる「自白」をさせ、国家の悪業を世間に示し、双葉町が「ウソで壊された事実」を子孫たちに伝え、遠い将来、双葉町再建の「道しるべ」にすることを主眼にしたのです。

まず、語っておきたいことは、**原発事故は公務員の不作为、任務懈怠^(注)から発生したものである**ということを記しておきます。原発の安全運転の規制の頂点にいたのは、「**公務員**」の原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力安全基盤機構らで、事故防止対策の責任が集中していました。政府、経済産業省は、彼らの不作为が国民から追及されるのを防ぐために、いち早く組織を解体して原子力規制庁という組織を作り、原子力の責任が集中していた「**公務員たち**」を国民の批判の目から退避させました。簡単にいうと**真犯人を隠匿させた**のです。

(注) 任務懈怠：国家公務員倫理法＝この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務にかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

【原子力安全・保安院は、毎日、現場で原子力の安全を監視しています。NISA（原子力安全・保安院の略称）は、全国にある原子力施設の近くに原子力保安検査官を配置しています。100人を超える原子力保安検査官は、365日、24時間対応できる体制を整え、日々の巡視活動や定期的な検査を行っています。】を怠ったので任務懈怠と断定しています。

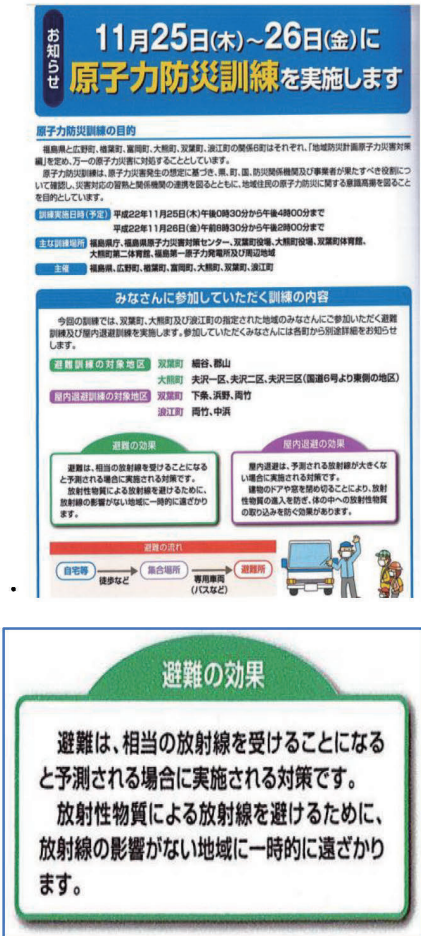
1 原発はウソ（策謀）の塊

ウソのリスト

整理番号	項目	内容説明
1	法律・規則・規程等 ・災害対策基本法 ・原子力災害対策特別措置法 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示 ・電気事業法 ・原子力損害の賠償に関する法律 ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ・放射線障害防止の技術的基準に関する法律 ・運転責任者に係る基準等に関する規程 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関	本件事故では、左記のすべてで、法の原則に違反している。 「不遡及の原則：法令は施行と同時にその効力を発揮するが、原則として将来に向かって適用された法令施行後の出来事に限り効力が及ぶのであり、過去の出来事には適用されない。人がある行為を行おうとする場合には、その行為時の法例を前提としているのであるから、その行為後の法令によって予期したものとは異なる効果を与えられたのでは法律関係を混乱させ社会生活が不安定なものとなるためである。」ウィキペディアより引用。 簡単に説明すると、事故前に備えていた左記の法律・規則・規程等を本件事故に反映すると、事故後

	する法律施行令 ・核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ・原子力基本法 ・経済産業省設置法 ・独立行政法人日本原子力研究開発機構法 ・独立行政法人原子力安全基盤機構法 ・原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 ・保安規定	の政府の行いが違法となるために、無かったことにしている。 しかし、国民の多くが左記の法、規則、規程を知らないで、ウソを流す政府・マスコミ等に騙されているのが現状である。 左記のとおりに実行すれば、本件事故は事件となり、政府・行政の原子力推進機関及び原子力産業等の関係者は、犯罪者として裁きを受けなければならないので、これらを隠ぺいしている。
2	マニュアル・計画等 ・防災基本計画 ・原子力災害対策マニュアル ・原子力防災訓練計画 ・緊急時環境放射線モニタリング計画 ・福島県緊急時被ばく医療活動マニュアル ・双葉町原子力災害対策計画	上記1の内容説明と同じ。 左記は事故前に準備されていたが、国民の無知を悪用して、すべてを反故にして隠ぺいしている。
3	協定・要綱 ・福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱 ・東京電力株式会社福島第一（第二）原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について ・原子力発電所に関する通報連絡要綱 ・福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱 ・福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱 ・東京電力株式会社〇〇〇〇原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書 ・福島県温排水調査監理委員会設置要綱 ・福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会設置要綱 ・福島県原子力広報連絡会議設置要綱 ・財団法人福島県原子力広報協会設立趣意書 ・財団法人福島県原子力広報協会寄付行為 ・福島県原子力所所在町協議会	上記と同じ
4	法外（違法・無法）組織 ・内閣府原子力被災者生活支援チーム ・政府と東電の統合対策本部	上記1～3に定められていない菅直人政権が作らせた、ウソで国民を欺くための組織。

	・ IAEA ・ ICRP ・ UNSCEAR ・ 低線量被ばくワーキンググループ ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構	
5	非合法 ・ 偽の政府原子力災害「現地」対策本部設置 ・ 新賠償基準 ・ 官邸の偽りの事故収束宣言 ・ 20 ミリシーベルト基準 ・ 避難区域設定 ・ 違法の帰還政策 ・ スクリーニング検査基準 10 万 cpm ・ 情報の共有の妨害	4 と同じ、上記 1 ～ 3 のどこにもない。 事故当初のスクリーニング検査基準は 6,000cpm でしたが、背景（バックグラウンド値）が高線量だったので、測定機器の上限まで引き上げさせたのが 10 万 cpm で、これは国民を騙すためで常軌を逸している。したがって、福島県内は高線量のままにされている。
6	ウソと裏切り ・ 「止める」「冷やす」「閉じ込める」の公約違反 ・ 発電所周辺監視区域外の線量上限は 1 ミリシーベルト以下 ・ 東電のための中間指針 ・ あり得ない事故の収束宣言	上記 1 ～ 3 に違反する。 原告は、24 年 3 月 7 日に事故現場に入り、小森明生常務と高橋所長の同席のもと、事故の収束を尋ねたら「収束していません」と答えているので、野田総理の収束宣言は「ウソ」である。
7	菅政権の暴走 ・ 菅直人個性による独裁の事故対応 ・ 政府災害対策本部長の義務不履行 ・ 素人政治家集団の不当な介入 ・ 一部権限の委任拒否 ・ 原災法外の組織の乱立 ・ 発電所立地町外し	上記と同じ
8	偽りの現地対策本部 ・ 委任と政府現地対策本部長の権限なき指示乱発 ・ 合意形成は全てされていない ・ 原子力災害対策特別措置法違反 ・ 防災訓練実績の反故 ・ 発電所所在町の排除と独裁	上記と同じ
9	福島県の裏切り ・ 高知新聞記事、津波対策は考えないという裏交渉を国とした ・ 津波避難計画のウソの流布 ・ 県現地対策本部長の不作為 ・ ヨウ素剤服用不指示 ・ 緊急時環境放射線モニタリング測定値の隠ぺい	福島県庁の裏切り 左記により福島県民は被害者

	・スピイディ情報隠し ・偽りのスクリーニング検査 ・避難訓練の実績の隠ぺい ・災害対策基本法違反 ・原子力災害対策特別措置法違反 ・緊急時被ばく医療活動マニュアル違反 ・緊急情報を市町村に伝えなかった ・県民を被ばくさせた	
10	福島県内のマスコミ ・福島安心メディア～政策に同化している	9と同じ 左記は、実害を風評被害とウソを宣伝する組織
11	福島県原子力防災訓練の記録 	9と同じ このパンフレットは福島県が2万枚作り、双葉郡内の全戸に配布したもの。 本件事故では、県が活用せず、避難の必要性を隠ぺいした。 これは、隠ぺいの事実を証明する証拠である。

2 ウソの実例と効果

まず、はじめに記しておきたいのは、原子力発電事業は、全てが政・官・産・学らの利権構造のウソの下で、国民が全ての不利益（危険）を負担していることである。原発を誘致して職場ができたと立地地域が喜んでいるのはお門違いで、真相を突き詰めると、発電所周辺の住民たちは放射能まみれで、被ばく作業をさせられて喜んでいたのである。一方、原発利権に絡む者たちは、被ばくが及ばない遠くで眺めながら、莫大な利益にほくそ笑んでいたのである。

ここで国民が気付かなければならないのは、「未知・不知・非知・無知」を克服し、その真実を自ら求めない限り、真実は向こうからやって来ないことを、本件事故後の「狂気のウソ」から学ばなければ、永遠に騙され続け、使い捨てにされると警告しておきます。

原告は、双葉町民が原告の裁判を横目で眺めている中で、これまで全国の多くの支援者に支えられて、結審前まで来ることができましたことを、心から感謝しております。

双葉町民が原告の裁判の支援の中心にならない「現象」が、本件事故によって町民の身体も心も壊された深刻な被害の実態なので、原子力発電所に今からすがるようとしている全国の市町村長に、この現実を知っていただきたいと願っている（以降、である調とします）。

その「現象」というのは、相互不信に町民たちが陥っていて、自分の被害を測る物差しがなく、避難開始以来、不信・無念の気持ちの高ぶりが納まらず、信頼・協同という気持ちを事故前の双葉町に置いてきたためである。又、裁判は必ず負けるという概念があるために、乗り気になれないことも一因と理解していただきたい。

このような魑魅魍魎が跋扈する世界を強制されながらの裁判で、大きな収穫があることも事実である。それは、被告らから提出される「証拠」に「未知・不知・非知・無知」に隠された狂気の実事があるので、反証の証拠にもなり、後世に言い伝える貴重な資料になる。裁判をしなければ出てこなかった偽証の証拠を出させた成果は、本件裁判の効果と受け止めて、今後の本当の活動に活用していくことにしている。

更に、原告は、裁判の結果に一喜一憂することなく、裁判で主張できたこと、被告にウソを反証させることなどは、本裁判の最大の効果であると考えている。

原告の考えは、過去の生業の思いの考察から始まり、失敗から成功へのフローチャートを描き、実行し、確実な成功の醍醐味を得ることを目指している。

第2 ウソは犯罪

1 国民は騙されている

（1）全て国民は被害者

全ての国民は、原発事故被害者として損害賠償請求する証拠を有している。理由は、「①原発の事故そのことを知ったこと、②テレビで事故時の映像を見て恐怖を感じたこと、③避難者たちの映像、報道機関の記事を見て事故の深刻な状況を知ったこと、④自らも被ばくをさせられたこと、⑤20ミリシーベルト以下という違法な数値で避難の必要性の考えをやめたこと、⑥事故の責任を国民に転嫁されて、費用負担を勝手に強いられていること」等、多くの被害を強制させられた。国民にこの真実を知らせない政府原子力災害対策本部の不法行為は、国民に不利益情報の不告知による「ウソ」を流布する犯罪なのである。

結果として、原子力発電事業は国民を騙すことを生業とする悪徳産業である。その正体は、最初から政・官・産・学・マスコミ等による偽装で始まっていたこと。国民を騙す手段は、もっともらしさを醸し出し、法・規則及び条例等は事実に反する「想像・想定」を作出し、これに学術を生業とする学協会に対し、電気事業者らと規制する主務省庁が自分たちの責任回避のための論文を作らせて、マスコミに流布させていたの、東電の事故が起きるまで膨大なウソが国民に発覚しなかったのである。

（2）国民は損をしている

行政の仕組みから言って、国民は損をしている。よく見かける署名活動や要望活動に無駄があるようだ。我が国の行政の順位は、国→都道府県→市区町村と指示・命令が流れることは、ほとんどの国民は承知している。しかし、多くの活動家たちは、直接省庁に署名簿や要望書を提出して活動を収めている。これがベストだと原告は

考えていない。国民と行政が対峙・要求・要望するのは、住民と直結している市区町村が窓口なのに多くの活動する方たちは、国、霞が関と直接交渉・要求しているが、これは成功する確率が相当低いと考えている。

国民の権利行使に直接対応するのは市区町村の役目なので、住民の苦情や要望・要求するのも、市区町村長宛に出せばよいと考えている。住民の苦情や要望・要求を県や国に挙げるのは市区町村長の役目なので、自分たちが汗をかくよりも、市区町村長に動いて汗をかいてもらうのが、成功率が遥かに高いと考えている。

2 東電の事故は国民をなめている

福島第一原発は日本で一番地震・津波で壊れるような脆弱な施設だから壊れたのであって、設計・建設の段階の軽挙妄動の因果応報なのである。被告らが語っていた「止める」「冷やす」「閉じ込める」というお題目は、実理的考慮のない空念仏に過ぎなかった。被告東電が、発電所周辺住民を当初から騙してきたことは「想定内」だったのである。

東電の事故で国民・発電所周辺住民を騙していたことが表面化したけど、多くの国民は騙されていることを、邪悪な偽装工作によって未だに知らない。事故によって体験したことで得た知識を、事故の真因だと誤った判断をしている国民がほとんどのように見えてならない。

東電の事故は、ウソが原因で起こるべくして起きたのである。●原告準備書面第36号その2の要旨の4頁には、**善良な国民一人当たりのウソの被害額を1億円と記しておいた**。心当たりのある方は参考にされたい。

次に、●原告準備書面第37号のその1の要旨の10頁には、事故前のいい加減な津波の波高と、事故後の実際の波高の軌跡が、日本学術会議の資料に記されている。更に、12頁に東北電力女川原子力発電所が6,600カ所の耐震工事を実施していたために、本件津波から発電所を守ったことを記しておいた。

●原告準備書面第37号のその2の要旨の1頁に、電事連の資料を引用して、日本で一番津波に弱い福島第一原発ということを証明してある一覧表を記しておいた。この要旨について時間をかけて詳しく解説したいが、紙面の関係上、皆様方に詳読されることを期待したい。

同じく、●原告準備書面第38号の要旨について説明すると、被告国の証拠、丙ハ128号証の「原子力安全・保安院8年間の施策」について反論するもので、「事故には至らないシナリオが想定されていたこと」を解説して、原告の経験と証拠を基に反論したものである。

最後に●原告準備書面第39号の要旨について、総務省行政評価局が国の原子力規制業務を一手に任されていた原子力安全・保安院について、原子力発電所の監理・監督者としての責務及び体制を明確に示して、任務を担う機関として適正でないと評価されていることが分かる。これと、本件事故後の政府災害対策本部と原子力安全・保安院らの対応と比べてみると、総務省行政評価局が危惧していた事故時の原子力安全・保安院らの不作為と虚偽について、関係法に照らしてみても違法な対応を行っていたことがよくわかる。

原告準備書面第37号（その2）に記してあるように、第一原発は日本の原子力発電所で一番津波に弱いと記されているので、これを東電は否定しようがない。このように判断されていながら、平成20年9月第一原子力発電所の第二応接室で、当時の小森明生発電所長を中心に秘密会議を開催していた。この会議資料（原告、コピー所有）は会議後回収となっており、重要会議であったことの裏返しである。この資料には、「津波対策は不可避」という文言が記されていた（裁判中に得た情報）。

したがって、本件事故は想定されていたにもかかわらず、津波対策を怠ったことが原因の「人災」であることは揺るがない。

原告は、事故前の昔から双葉町と双葉町民に被告東電が語っていた、何があっても運転を「止める」、そして、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」が、ウソだった責任を追及すればよいので、被告

国の言いわけを聞く必要はない。

原告の判決は、この点をもって被告東電に償わせるのが正しいものと信じている。

3 国民が本件事故の深層を知る上で必須なのは

事故前と事故後の変化を見ることでウソが発見できる。一般の国民が事故前を知るということは困難かもしれないが、法律の履歴を調べることから始めると容易に解ってくる。

例えば、本件事故前から定められていた法律、災害対策基本法の第1条の条文中には、「～それぞれの責任を明確にし～」と記されているが、事故後、政府はこれをかたくなに否定して、国民を騙し、放置し自助の世界に被災者を追い込んでいく。

又、国、県、市町村には住民の「生命、身体及び財産を保護」するよう定めてあります。

原子力災害に特化した原子力災害対策特別措置法にも、同じように定められていることを知っていただきたい。これらの法律からだけでも、現在進行している政策は違法であることが分かる。行政はそれぞれ住民の「生命、身体及び財産を保護」をどのように守ったのかと問うことで、福島県民に対し、福島県が提訴している避難者への「公営住宅明け渡し裁判」は、県民に対する、福島県の誣告罪ではないかと原告は確信している。

その理由は、本件事故前の防災・避難訓練では避難が、その日のうちに終わるというもので、本件のような原子力事故で、帰還ができないような過酷な事故を考慮せず、「避難生活計画」が想定されていなかったことで、福島県民から「福島県の不作為」を追及されるべきものである。残念なことは、明け渡しの被告にされている福島県民の多くが、行政の不作為を判断できる経験がないから、原告になって、福島県庁の不作為を追及できないまま、被告にされているのがとても残念である。「公営住宅明け渡し裁判」の被告席に座らなければならないのは、県民の生命、身体及び財産を守っていない福島県庁なのであって、県庁の不作為被害者は県民であり、全ての県民は原告の座に座らなければならない。このことを証明できるのは、福島県内59市町村の中で、当時の双葉町長の井戸川克隆しかないのがとても悲しい。

更に、本件事故前に、放射性物質に健康被害の「基準」という言葉を聞いたことがない原告は、事故前に福島県と東京電力から報告された4半期ごとの環境放射能調査の数値しか見ていなかったのも、被ばくの基準という言葉は知らなかった。山下俊一が吹聴した100ミリシーベルトとか、内閣府原子力被災者生活支援チームが強制している20ミリシーベルトという数値は、事故前のあらゆる文献等に記されたことはなく、悪質な被ばく被害隠しに偽装されたもので、法的拘束力を有していない後知恵である。

以下に、事故前の環境放射能調査結果を示すので、事故後の数値を比較されたい。

第50回環境放射能調査研究成果論文抄録集（平成19年度）

福島県における放射能調査

福島県原子力センター

「板垣繁幸 星一 伊藤繁 西典嗣 梅田光裕 加藤謙太郎 阿部智史」

文部科学省委託により、福島県が平成19年度に実施した環境放射能水準調査結果を報告する。

特記すべきは、100ミリシーベルト以下とか20ミリシーベルト以下という驚愕の数値は存在しておらず、殆どがNDで、数値を示すことができない低さだったことが分かる。

特に強調しておきたいのは、日常食の数値である、殆どはNDで3年間の最高値が0.08Bq/人・日（3食分）という数値と、本件事故後に政府が示している1食品あたり100Bqと強制しているが、国民が受けるべきでない犯罪だと感じなければならない。100Bq/kg（1品目）3食だと300Bq/kgとなり、この場合、事故

前の 0.08Bq (3 食) の 3,750 倍 (この計算は 1 食 1 品目とは限らないのでかなり危うい) も高い数値を国民に食べさせている。食品衛生法に抵触する驚愕の値であるので、原告はかねてから、福島食物は食べるなと警告してきたことを思い出していただきたい。

(3) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析測定調査結果

試料名		採取場所	採取年月	検体数	¹³⁷ Cs		前年度までの過去3年間の値		その他の検出された人工放射性核種	単位
					最低値	最高値	最低値	最高値		
大気浮遊じん		大熊町	四半期	4	ND	ND	ND	ND	ND	mBq/m ³
降下物		大熊町	毎月	12	ND	0.067	ND	0.048 (H18)	ND	MBq/km ²
陸水	上水蛇口水	福島市	H19.6	1	—	ND	ND	ND	ND	mBq/L
	淡水	福島市	H19.9	1	—	ND	ND	ND	ND	
土壌	0～5cm	福島市	H19.6	1	—	5.8	20 (H18)	22 (H16)	ND	Bq/kg 乾土
					—	140	620 (H17)	750 (H18)	ND	MBq/km ²
	5～20cm	福島市	H19.6	1	—	ND	5.7 (H18)	13 (H17)	ND	Bq/kg 乾土
					—	ND	440 (H18)	1200 (H17)	ND	MBq/km ²
精米		福島市	H19.11	1	—	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 精米
野菜	大根	福島市	H19.11	1	—	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 生
	ほうれん草	福島市	H19.11	1	—	ND	ND	ND	ND	
牛乳 (市販乳)		福島市	H19.6	1	—	ND	ND	ND	ND	Bq/L
淡水産生物 (いわな)		福島市	H19.9	1	—	0.10	0.067 (H18)	0.13 (H16)	ND	Bq/kg 生
日常食		福島市	H19.6 H19.11	2	ND	ND	ND	0.080 (H18)	ND	Bq/人・日
海水		相馬市	H19.7	1	—	ND	ND	ND	ND	mBq/L
海底土		相馬市	H19.7	1	—	ND	ND	ND	ND	Bq/kg 乾土
海産生物 (あいなめ)		相馬市	H19.9	1	—	0.10	0.11 (H16)	0.14 (H18)	ND	Bq/kg 生

上記表により、本件事故後の数値との差を、被害量としなければ、整合性が取れない。

4 電気産業の変遷から利権構造を紐解くと

原始には太陽の光・熱利用から始まり、焚火、蠟燭・油に代わり工業化されてきた。やがて文明がもたらした産業革命が、電気を産業の中心にする過程を経て、電力源は水力・火力へと変わった。片や、電気を利用した産業が様々に発達して、人類が栄えたことは事実で電気を無くすことはもはや考えられない。

一番原価の安い水力が衰退したのは、気候の変動に左右されて安定した発電が難しいという理由があるが、

最大の理由は水力発電と火力発電には、維持管理にロジックツリー（仕組みが簡単で、解決方法を見出すフレーム）を必要としないので、政治、行政、学協会、経済団体、受け入れ自治体、マスコミ等にとっては、維持管理に介入することが歓迎されないものであった。

このために登場したのは、原子力の平和事業というウソを生業とする化け物だった。しかし、古来よりエネルギー産業は著しく進化してきたので、原子力産業が近未来に存続するとは限らないことを考えて、原子力産業に早く見切りをつけて、ウソをつかなければ維持できない原子力に早く退場していただくことが重要である。

5 原子力の平和利用は人間を壊す兵器だった

原爆開発の中心でマンハッタン・プランに携わった一部のエリート達が、やがて、職域保全と権益を企てて、原爆の副産物の原子力平和利用という罠を仕掛けた。これに敏感に反応した軍産複合体と学協会に加え、政治、行政及びマスコミ等が加わった複合体が、電力需要に便乗して繁栄してきた。しかし、これも地球温暖化の元凶である温排水による水温上昇が、地球の環境維持の限界を超えているので、長くは存在できないだろう。

6 原発に淡い夢を期待したのは

マンハッタン・プランに隠された企みを、診ることができない偏狭な自治体だった。双葉町の盛衰の哀れな姿が事実を証明している。

7 原発に期待した自治体は

事故後も変わらない他力本願の体質で、自助努力を怠っているところがある。双葉町の場合、ある程度平地が多く水田地帯と言える地形だったので、米作で家計を賄えたので、自活ができた。一方、隣の大熊町は、丘陵地帯が多く、稲作には適していなかったため、果樹等の農家が多かったが、町は裕福とは言えなかった。

遊休地となっていた旧飛行場跡地（西武財閥所有）が大熊町と双葉町にまたがっていたので、福島県のチベットと蔑視されていたところに原発を誘致するのはたやすかった。

この地は、福島県にとって何のメリットがなかったため、県知事以下双葉・大熊町長と町民たちは、自助を捨てて副作用を省みることもなく大歓迎したのである。

8 福島県庁

（1）地元で、原発から一番潤ったのは福島県庁である

福島県は原子力関係の利権の元締めをやり、発電所立地町よりも多くの利益を得ていた。電源交付金、核燃料税等の受益額では、発電所立地町よりも一番多く受け取っている。

福島県のチベットとして、開発から遠ざけられていた双葉郡は、原発の利権の植民地にされていたが、これに異論を唱える町村長が誕生した履歴は存在しない。異論を唱えると選挙で勝てないのが理由である。これは企業城下町の悲哀であるため、現在の発電所所在地の住民たちは自治権を脅かされていることに早く気づいて、自治権を回復し、自活の道を求めなければ、将来、今の双葉郡のようになってしまう危惧がある。

（2）しかし、県民を裏切り犯罪者になった

福島県庁は本件事故の対応の道を間違えた。原発事故の最大の脅威は、放射能に被ばくをさせられることである。こんなことを知らない県民はだれもいない。

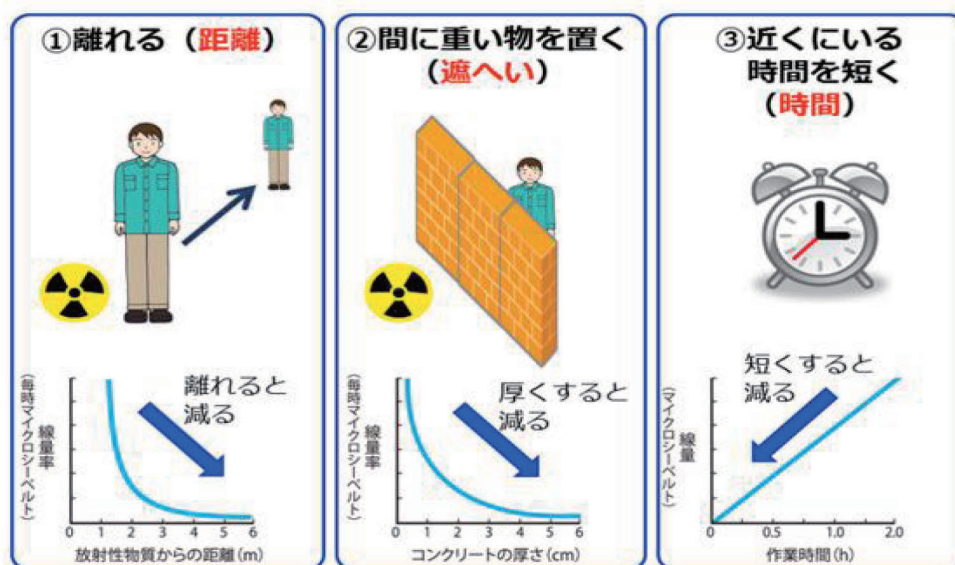
先ず、実害を調査せず、「風評被害」という作文で、県民が騙された被害は、終わりを観ることができず今なお続いている。こんなことをして福島県庁はウソをどのようにして県民に許しを請うのだろうか、とても心配している。

下記のいずれも福島県は実施していない。

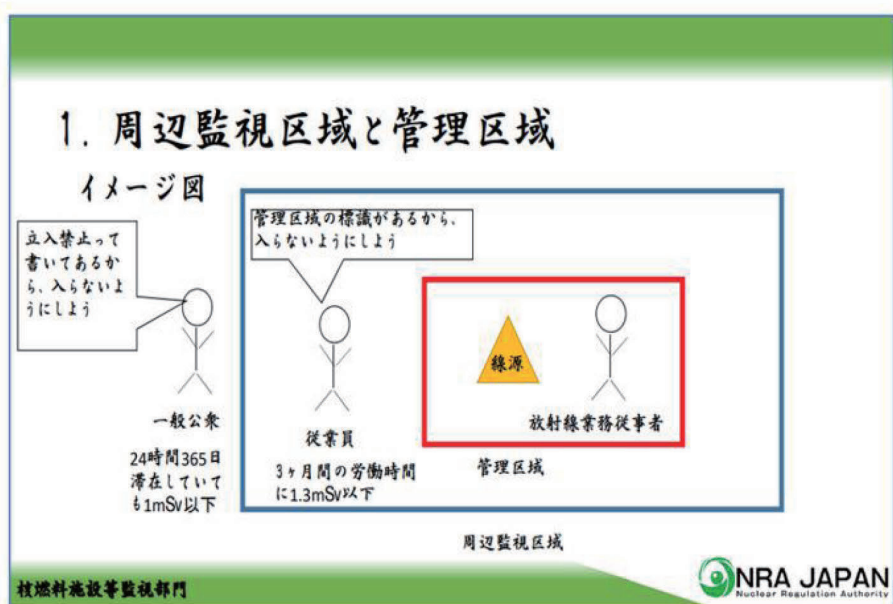
1 放射線防護の基本

線量低減

外部被ばくの低減三原則



《環境省の資料から転載》



規制庁資料から転載：一般公衆の被ばく限度は1ミリシーベルト以下とある

● 従来の緊急時放射線モニタリングの考え方 (重要)

【緊急時には、周辺住民の被ばくをできるだけ低減するため、適切な防護対策(屋内退避、避難、飲食物摂取制限等)をとる必要があります。そのため、**地方公共団体(福島県)**に設置される災害対策本部は、原子力安全委員会の「緊急時環境放射線モニタリング指針」に基づいて、緊急事態発生直後、速やかに緊急時環境放射線モニタリング(緊急時モニタリング)を実施します。平常時における原子力施設周辺の環境モニタリングは、**地方公共団体(福島県)**、原子力施設設置者及び国がそれぞれの役割に応じて実施しています。しかし、原子力発電所等に異常事態が生じ、放射性物質の大

量の放出が生ずるか、またはそのおそれのある場合には、災害対策本部に、日本原子力研究開発機構、電気事業者等の専門的支援を受け、モニタリングセンター及び複数のモニタリングチームが組織され、あらかじめ作成されたモニタリング計画に従い緊急時モニタリングを実施します。】 緊急時モニタリングは、2段階で行われ原子力緊急事態の発生時に迅速に行う第1段階のモニタリングと、周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階のモニタリングを実施します。

【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及び SPEEDI ネットワークシステム 等から得られる情報とともに、予測線量(IAEA は回避線量)の推定に用いられ、これに基づいて 防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル  状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料(飲料水、葉菜、原乳等)中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。 なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

以上について、福島県庁は何も行っていないのに、復興の妨げになるから「放射能」のことは言うなという本音は、福島県が県民の生命、身体を保護を行っていないかったことを隠しておきたいから、風評被害というウソで県民を騙している。

(3) 福島県庁が県民の立場に立っていれば英雄になれた

福島県のチベットとして、開発から遠ざけられていた双葉郡民を、本件事故直後には災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策マニュアルを葬り、県民の救済をせずに再び復興という呪文のために犠牲にした。県庁は被災者を抱える被害者なので、加害者ら東電と国に、「被災した県民の救済と従前の生活ができるように、ちゃんとやれ、その様子を見ているから抜かりなくやれよ」というだけでよかったが、県知事は逆の行動をした。

逆の行動とは、発電所から発せられた緊急通報を、防災訓練マニュアルに定めてあった緊急通報を県内市町村に知らせなかった。その上、SPEEDI 情報を止め、ヨウ素剤の予防服用を県立医大病院及び医大の関係者と家族にヨウ素剤を服用させておきながら、県民には服用の指示をしなかった。

又、オフサイトセンターにおいては、発電所所在町等の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町と広野町が参加して行うことになっていた、県現地対策本部会議を開催していないので、福島県庁は任務懈怠を働いていた。

そして許せないのは、本件事故発生直後に発電所周辺の緊急時環境放射線モニタリングを行うことにな

っていながら、モニタリングカーの出動が、ガソリンがなくて出動できなかったというウソを原告について、緊急時環境放射線モニタリングのデータ取得と公開の責任を怠っている。

双葉町災害対策本部長に対しての、県災害対策本部の生活環境部長からの報告書には、3・12の風向きを改ざんして報告している。原告は、朝から役場前の町旗掲揚ポールの町旗のなびき方を眺めていたの、朝から午後2時までの動きを覚えていたのに、県庁なのか、国なのかわからないが、放射性物質の流れを改ざんしたものを報告している有様である。

とにかくにも、被ばく被害隠しの本山は福島県庁であるので、頂点にいる県災害対策本部長の県民の生命、身体及び財産の保護責任は、実害を「風評被害」という呪文を言いふらさせた偽装の張本人である佐藤雄平福島県知事に集約されるので、犯罪者として裁かれることがあっても、功績者として銅像が立つことはあり得ない。

9 原発事故の偽装を見るのには

(1) 事故は防げた

・原告準備書面第36の1から第39までの準備書面及び要旨をご覧ください。

(2) 事故の責任

・原告準備書面第36の1から第39までの準備書面及び要旨をご覧ください。

(3) 事故前の事実

・原告準備書面第36の1から第39までの準備書面及び要旨をご覧ください。

(4) 事故後のウソ

・原告準備書面第36の1から第39までの準備書面及び要旨をご覧ください。

・原告支える会ホームページ（陳述書：原告の主張「国の責任の核心を紐解く」）をご覧ください。

(5) ウソの主役

・原告準備書面第36の1から第39までの準備書面及び要旨をご覧ください。

(6) 被ばくの実態

・原告準備書面第32をご覧ください。

(7) 事故で儲けている者

- ・1位東電：負を国民・住民に転嫁して、廃炉事業で大儲けをしている。
- ・2位廃炉・除染事業者：原子力産業は廃炉事業で焼け太り。
- ・3位銀行・証券会社：東電への貸付金の保全と株式の利権を温存させている。
- ・4位復興事業者及び利権に絡む者たち：焼け太り。突然のボーナスに潤う。

(8) 事故で損をしなかった者

経済産業省・文部科学省の公務員ら及び外郭団体と学者たち

- ・一番ウソをついた者が出世し、事務次官になったり、大学教授に収まっている者や、政治家になっている者までいる。
- ・東日本大震災の予見を妨害した地震学者たちは、熊本大地震や能登半島大地震を予見できずにいるが、ウソに慣れているのか、今なお地震学者として居座っている。

(9) 事故で損をさせられている者

- ・国民：「自助」「共助」「公助」の序列に違和感がない国民を「飛んで火にいる夏の虫」と、原告は形容している。この意味は「ボランティア活動」を揶揄している。

我が国の災害の殆どは、政治と行政の不始末から来ていることに関心を持たないから、災害発生イコールボランティア活動へと誘導されている。政治と行政の不始末という理由を洪水に例えれば、

時間当たりの最大降雨量の設計値が、現実には近づけていないのと、排水路を断面欠損状態（設計時の空間より狭くしている状態）にしているから溢れるのである。

このような行政の不作為を改めもしないで、すぐにボランティア活動へ誘導されている善良な国民は、行政がとるべき責任を、マスコミが誤導し見事に騙されている。ボランティアが泥まみれになって汗をかいているのに、責任ある行政は冷暖房設備の環境にいることは、酷く不平等であることに気づいていただきたい。

10 東電原発事故で行った蛮行

（１）日本政府原子力災害対策本部長の蛮行

菅直人政府災害対策本部長の蛮行は、わが国の災害史上最大の規模の被害を国民に与えた。多くの国民はマスコミと政府の広報に情報を求めるために、彼の悪行はあまり知られていない。

何が蛮行で被災者を苦境に追い込んだのかと言えば、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法に反した行動と独断を行い、被災者救済を疎かにして、東電の救済（BCP）に尽力したことである。このための、得るべき保護をされなかった被災者の損害は天文学的数値に至ると判断している。

この件の詳述は、原告陳述書にしたためてありますので、ご覧ください。

（２）原子力安全・保安院

- ・内閣府中央防災会議の不作為の責任をかぶらされて、本件事故の総合責任を取らなければならない係が原子力安全・保安院なので、組織を抹消しなければならなかったが、事故時には存在していたのだから本件事故の責任を無いものにはできない。
- ・職場と職責放棄と逃亡そして規制庁に鞍替えをして生き延びていることは、公務員職権濫用の標本である。
- ・規制義務の不履行を被告東電から訴追されるのを恐れて、被告東電を守護している。

（３）文部科学省

職責放棄＝SPEEDI 隠し。

違法体制下の賠償基準作成、同行使＝中間指針

被ばく後の無策と被ばく者救済の責任放棄

（４）原子力安全委員会

安全規制の職責を放棄し、ウソの体制に従って、被害者に不利益な判断を重ね、姿を隠し規制庁に鞍替えをしている。

（５）福島県の裏切り

- ・県民の被ばくさせられない主権を踏みにじり、ウソを拡散させ、県民の「生命・身体及び財産の保護」を怠り、県民の被ばくを強制させた。挙句に、県民健康調査という偽装組織を作り、県民の被ばく被害を無いものとしている。
- ・本件事故発生直後に、生の事故情報を県内市町村にそのまま伝えなかった。
- ・県民の避難の必要性を隠し、被ばく被害を拡大させた
- ・福島県知事が県民を県外避難させると、県が無くなるという軽挙妄動が県民の避難を止めた
- ・以降、福島県の蛮行については、別途、語ることにする。

（６）市町村が機能しない

- ・福島県内の市町村長は、福島県のウソに同化して、住民を被ばくから救済せずに、被ばくをさせてはならない義務を踏みにじってしまった。
- ・市町村民の被ばくをさせられない防護対策を講じることなく、市町村長は県に同調して被ばくからの避難誘導を怠ったり、加害者となっている。

- ・「事故から住民の救済を葬って」、幻の復興という公共事業に酔いしれている。
- ・市町村民は、避難先で賠償金を得ながら遊んでいるという非難を周囲から受けて、肩身の狭い思いをしながら息をひそめて暮らしている。
- ・市町村長はこれを省みることもなく、裸の王様のように君臨している。
- ・市町村民は、政府が緊急事態応急対策を実施していないことも知らず、無知・非知の環境で、対話と合意のない避難エリア、被ばく基準、策謀の限りを尽くした賠償金で合意を迫られている。
- ・ある市町村長は、官邸に接待されて住民を避難させないでほしいと懇願した者が出る始末だった。これは、終戦時に人体実験資料と交換に戦犯から逃れた731部隊と同じである。
- ・市町村民の多くは、地域のコミュニティが壊れ、近隣・縁者との交流が途絶え、阿鼻叫喚の状態になっている。
- ・市町村民の多くは、**得べかりし利益の喪失状態**で据え置かれて、天を仰いでいる。
- ・市町村民の多くは、家庭の崩壊が進んでおり、回復しがたいほど壊れている。
- ・市町村民の多くは、無知と無策な市町村長の下で、政府のウソに同調させられていることさえ知らない。
- ・市町村民の多くは、法律と照合することを嫌い、政府のウソにごまかされている。
- ・市町村民の多くは、東電の置かれている立場の「無過失責任」「無限責任」をかすかに知りながら、自分を守護することができない。
- ・市町村民の多くは、精神的に痛めつけられて、何かを語っても全てを「ダメ」という敗者の心理状態にある。
- ・市町村民の多くは、マスコミを信じなくなっているが、頼ってもいるので日々の報道に右往左往させられている。
- ・市町村民は、本件事故の最大の被害者であることを利用して、「復興」という名の下に高度に汚染された地域の公共事業のための言いわけに利用されている。
- ・本件事故の最大の被害者の立場を、自身の損害回復に活用することを知らない市町村民は、悲劇である。

(7) 東京電力

- ・事故の反省もなく**事故対処費用の負担を国民にさせている**。
- ・マスコミを抱き込み、政治家・政府、経済団体及び学協会を巻き込んで責任逃れと加害隠し並びに責任転嫁に徹している

(8) 国際機関

- ・日本国内の原子力ムラにいる者たちが現場に存在しないことを書いた作文を、国際機関という名に隠れて、虚偽を物語っている。
- ・正確でない広島・長崎の被爆調査を語り、福島事故に被せて、福島の被害を語っているが、そもそも広島・長崎原爆の健康被害調査は、内部被ばく等の証拠の乏しいものであるもので、福島には通用させられない。

(9) 専門家

- ・専門家という規格基準のない現在において、文献の専門家が福島に活路を見出して、盛んにウソを露呈しているが、福島で原告と同じ場所で、同じ被ばくをしていないのに、福島を語っている事こそ、ウソを露呈しているのである。山下俊一、高村昇、坪倉正治などが、県庁の後ろ盾でウソをコロナのごとく吹聴しているが、彼らは事故時に被ばくの体験をしていない偽者である。

(10) マスコミ

- ・福島の新聞社の支局長は、事故前、原告が参加する会議には必ず参席していた。したがって、発電

所所在町が安全対策で議論していた場面取材していたので、この時、被告東電から「想定外」の断りを聞いたことがないことは承知していたはずだが、本件事故後は、このような会議の内容を一切報道していない。

- ・「平成24年5月22日（火）13：30～15：30、県庁本庁舎2階第2特別委員会室において、第1回『ふくしま農林水産物安全・安心メディア発信研究会』が開催された。参加者は福島民報社、福島民友新聞社、福島リビング新聞社、福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島、ラジオ福島、FMふくしまのメディアと、福島県知事直轄広報課、福島県商工労働部、農林水産部及び電通らが集い、原発事故による農産物の風評被害を改善するために、福島県農林水産部、メディア・電通グループが協力してよりよい広報活動を考え実践していく為にこの会を設立した。」この会に、原発事故後の復興のPRに福島県が、約240億円で電通に一括発注した。原告は、これは、県民の避難の権利を抹消させるためのものであり、これだけ大掛かりなことを企むことを裏返せば、福島県内は放射能の汚染がひどいものと、福島県と国は承知している証拠と原告は考えている。

11 善良な国民は犠牲者

- ・原発事故の深層は、ウソを発見するとよく見える。
- ・原発事故は、事故防止対策をさせなかった経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院の防災の不作为と、内閣府が事故に至る「長期評価」を地元所在町に隠し、対策を取らなかった不作为が主因で、地震・津波被害はウソの結果である。
- ・したがって、全ての国民は偽装の被害者であって、本件事故に苦役及び負担をさせられることがなく、放射能被ばく被害を隠ぺいされるものではない。
- ・すべての国民は、ウソの被害者なので、損害賠償請求権を有している。
- ・津波で犠牲になった国民は、内閣府中央防災会議の長期評価の隠ぺいによって生命を失った人災の犠牲者である。

12 ラッセル＝アインシュタイン宣言の存在を知らなければならない

ラッセル・アインシュタイン宣言（1955）日本バグウォッシュ会議より転載

「人類が直面している悲劇的な情勢の中、科学者による会議を召集し、大量破壊兵器開発によってどれほどの危機に陥るのかを予測し、この草案の精神において決議を討議すべきであると私たちは感じている。

私たちが今この機会に発言しているのは、特定の国民や大陸の信条の一員としてではなく、存続が危ぶまれている人類、いわば人という種の一員としてである。世界は紛争にみちている。そこでは諸処の小規模紛争は、共産主義と反共産主義との巨大な戦いのもとに隠ぺいされているのだ。」

—以下省略—

13 原告が言い残したいこと

日本国民には、ウソで騙される義務は存在しないことを知ることから始まり、原発事故を「①見る、②観る、③視る、④診る」角度から学ばなければならない。これを怠ると阿鼻叫喚の世界に引きずられてしまう。

- ① 見るについては、事故前の出来事、約束事項と事故後に行った行為は、事故前と繋がっているのかを比べながら見ることでウソに騙されない。どうすれば事故前を見ることができるのかといえば、大きな図書館に行き過去の新聞や当時の文献を覗くことで事故前の様子が分かる。事故前の約束を知ったら、現在進行している事実との違いは一目瞭然となり、真実とウソの評価ができるので騙されることはない。
- ② 観るについては、マクロ的視点で原発事故を見ることで、真実が浮かび上がってくる。自分を外部から観ることで、加害者のなのか、被害者なのかの区別がつく。又、常軌という角度から観てみることで、自分の置かれた立場が判断できる。

③ 視るについては、他との比較の下に視ることで自分がよくわかる。本件事故において、殆どの被災者は自分の価値について無知だった。このため、狭い範囲の避難エリア、20ミリシーベルト以下というウソで被ばく被害の矮小化、中間指針という被告東電のBCPのおまけの賠償基準を視る視点で判断すると、騙されることはない。

④ 診るについて、実測値を示さないスクリーニング検査で被ばくの事実を隠ぺいした。

福島県緊急被ばく医療活動マニュアルのシナリオがありながら、これを葬り、作文を言う被ばく隠しの主体者は、防災訓練で緊急時被ばく対策を実践してきた福島県庁である。原告の裁判で被告東電が原告の被ばく被害はないと主張しているが、原告の被ばくの実測量をもって批判することなく、抽象論で語っている。彼らは原告の診断をしていないので、カルテが存在しないまま、空論を主張しているに過ぎない。

これは、多くの県民に共通することであるので、この現実を明確にしておかなければならない。県民健康調査は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルを無いものにして、原告ら実務者を排除して空論を重ね、ウソを言う学者を束ね、県民の被ばく被害を隠ぺいしているだけなので、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策マニュアル（被ばく患者とは：「被ばくの有無にかかわらず」と定義している）に違反していることは明確である。

14 後世に語り継がなければならないこと

以下の資料も貴重である。

「陳述書：偽装を暴く」補助説明資料目録

資料番号	年月日	名 称 及 び 解 説
1	平成 20 年 10 月 15 日	平成 20 年度原子力総合防災訓練（福島県原子力防災訓練）実施計画（案）〔第 18 回〕で原告井戸川双葉町長が閉会式で訓示を行った文面
2	不明	平成 20 年度原子力総合防災訓練結果報告書 訓練の全体の解説
3	平成 23 年 3 月 17 日	これは原告と同行した町民が川俣町でスクリーニング検査を受けた時の検査済証の原本のコピー。問題は検査におけるバックグラウンド値と検査機器の名称・規格、検査した数値、及び可否の指数が記載されないこと。検査はしましたが、数値は測りませんでしたという済証に過ぎない。これは明らかに偽装そのものである。
4	平成 24 年 2 月 26 日	福島民報社記事。政府現地対策本部長がオフサイトセンターに到着するまで 9 時間以上もかかったと書かれているが、この間、福島第一原子力保安検査官と原子力防災専門官が現地本部長の代理をして、事故対応の指揮を執ることになっていたが、その形跡は全くなかったことが大きな問題なのである。
5	平成 24 年 2 月 26 日	福島民報社記事。「公開、透明性を求める」と政府事故調国際会議で各国から指摘された。JCO 臨界事故から何も学んでいないと指摘されていた。我が国規制機関の力量不足と隠蔽体質を厳しく質している。
6	令和 2 年 7 月 31 日	双葉町公文書開示通知書。原告井戸川が双葉町長在任中に違法なことを指示したことを問うもの。存在しないと答えている。
7	平成 24 年 2 月 26 日	福島民報社記事。2011 年 3 月 3 日国と電力会社との情報交換会での出来事。電力会社側が貞観地震の波源域が分かっている書きぶりにしてほしいと、貞観地震の取り扱いに神経をとがらせ、地震の長期評価の具体的な表現まで踏み込

		んだ要求をしていた。と書かれている。 被告らが本件「発電所破壊事件」において、「想定外」にこだわる理由はここにあることが分かる。しかし、これを見ると偽装で世間を騙し、国民に負担をさせており、偽装犯罪と断定する以外に思い当たることはない。
8	平成 24 年 2 月 26 日	福島民報社記事。説明資料番号 7 と同じ。
9	平成 24 年 10 月 10 日	福島民報社記事。貞観地震の再来を、国は知っていた。平成 23 年 2 月 16 日国の地震調査研究推進本部が貞観地震を長期評価の対象にしたいと福島県が 2 月定例会の直前に説明を申し入れた。3 月上旬に決めたが、突然、国は「都合で行けなくなった。後日、改めて説明に出向く」。 ここに何かの力学が働き、3 月 11 日は何の備えのないまま大地震と大津波が太平洋沿岸を襲った。 ここで、地元の自治体の災害対策本部長として考えることは、地震・津波そのものを防ぐことは出来なかったが、1～2 日もあれば、津波危険地域の町民に「直ちに避難することを告げるだけで、20 数名の溺死者を出すことはなかった。」と考えている。 福島県が被害者に向き合うことなく、ひたすら放射線被害を打ち消し、被災者の救済を怠り、復興という幻を強いているのは、津波対策の怠慢と不作為の追及から目をそらしているのだと考えることがある。 総合的に考えると「想定外」ではなく「公務員の職務不履行」による人災と断定する。
10	平成 30 年 1 月 30 日	東京新聞記事。2011 年 3 月の原発事故の約 9 年前、経済産業省原子力安全・保安院が東電に「福島沖で津波地震が起きた時のシミュレーションをするべきだ」と求めたが、東電の反発を受け、見送っていたことが 29 日分かったという記事。これは発電所立地に対する背任である。 「止める、冷やす、閉じ込める」が機能すればよかったが、全てが壊れたのだから、東電の言い訳には、更に怒りが止まらない。
11	平成 30 年 5 月 1 日	福島民友新聞社記事。2008 年 9 月、東電社内で「津波対策は不可避」との社内資料が作成されていたことが 11 日、分かった。東京地裁で同日、業務上過失致死傷の罪で強制起訴された東電の旧経営陣 3 人の第 6 回公判が開かれ、08 年当時から事故まで津波対策を担当した現役社員が証言した。この社員によると、被告の一人の武藤栄元副社長（67）から津波対策の保留を指示された後も現場レベルで対策を検討していた。・・・検討していたのですね。 「貞観津波想定せず」東北電に同調求める。2008 年に。これは何ですか、安全を言いながら、裏では安全を葬れと言っていたのですね。
12	平成 30 年 1 月 30 日	福島民報社記事。旧保安院が事故の 9 年前に「東電は反発で見送り」という記事に恐怖を覚える。規制機関の保安院が規制される側に従うこと等想像することはありません。保安院は仕事をしていないという意味ではないですか、この記事を読む限り。無体の規制機関だったということになる。
13	平成 29 年 3 月 18 日	東京新聞記事。原発事故国・東電に過失 津波 02 年に予見可能という見出しに、本件事故の真相に届いていないなと考えさせられた。事故の原因について

		のみの被害が総体ではない。事故後の苦しみについて言及されていないのは、被害の実態の捉え方に問題があるように考えている。本件事故の真相は「ステークホルダー以外の関与によってもたらされた被害の総額を言わなければならない」と考えている。
14	平成 27 年 10 月 25 日	高知新聞記事。耐震対策を犠牲（無視）にして、プルサーマル優先の結果、本件事故に至ったことが記されている。本件事故の真相中の真相であることが分かる。プルサーマル導入を巡る会議に参加させられていたが、この時使われた資料は津波について隠蔽されていたということだ。偽装された文書によって開催される会議は、その偽装が発覚した時に、無効になる。従って、福島県は福島第一原子力発電所の 3 号機に装荷された MOX 燃料で運転を許可したとすれば、正しくない判断だったので、許可・同意は消滅すると考えている。 プルサーマル協議で、津波の正確な情報があれば当然、双葉町は承認しなかった。その結果、津波対策を施すまでの期間は発電所の運転は停止していたので、津波が来てもこれほどの大事故にはならなかったと考えている。 更に、双葉町民を津波で亡くすこともなかった。偽装は犯罪だ、予防・防災の手立てをさせなかった罪には深いものがある。
15	平成 30 年 5 月 10 日	東京新聞記事。所謂、刑事裁判の第十一回公判が 9 日、東京地裁で島崎邦彦東京大学名誉教授が出廷し、内閣府が長期評価の修正を求めたことを「明らかに圧力だった」と証言した。 東京電力の子会社（東電設計）は 08 年、長期評価を基に福島第一原発周辺で津波が 15.7m になると試算した。と記されている。 一般的な危機管理においては、15.7m の試算結果に対し、安全率を加算することは常識である。例えば、安全率を 10%から 50%を範囲とすれば、経験上 15%から 30%を範囲として計算していた。 $15.7\text{m} \times 15\% \text{増とすれば、} 15.7\text{m} \times 1.15 = 18.05\text{m}$ から、$15.7\text{m} \times 30\% \text{増とすれば、} 15.7\text{m} \times 1.3 = 20.41\text{m}$ となる計算だ。 東電はケチな会社だ、経営者に創業の精神を持つ者がいれば、危機管理が上手だったと思うが、現在はサラリーマン社長ばかりだから、数字上の経理しか頭がないことが大きな災いを招いた。 15.7m という数字に驚いたのかもしれないが、危機管理の概念を持たないままに発電所を壊し、周辺の自治体を壊し、信頼を恨みに替えた現経営陣は、総ざんげをして退陣しなければならない。 これ以上の事件は近代において他にはない。 いつまでも続けるウソとねつ造、偽装は疲れるだろう、早く罪を認め、国民の信頼を回復することを忠言する。
16	平成 19 年 3 月 29 日	朝日新聞広告。経済産業省のこの広告痛快である。 何も言うことはないほど立派な広告だ。 こんなことを言うのは誰にでもできる、要は実行したのか、しなかったのかを問うのは大人の社会だ。

	「総点検の4つのねらい」その1：過去の不正は清算し、は清算をしていなかったことが本件の事故である。 その2：不正を許さない仕組みは、掛け声倒れだ。国の地震調査研究推進本部で地震調査委員会の長期評価部会長の島崎邦彦東京大学名誉教授に対し、「根拠になるデータの低さを理由に公表すべきではない」と要請されたことが、説明資料15に示されている。犯罪をそそのかされた例だ。 その3：事故・トラブルの情報を共有とあるが、共有者の名称がないことは虚偽記載をしても、偽装しても誰と共有しているのか外部では知るすべがないようにされている。 その4：安全確保を大前提にとは、言うに及ばずであるが、安全確保といっても、幅が広い。言わんとする数値が必要だった。 この4つのねらいをそのままに受け止めれば、「発電所破壊事件」に発展することは「絶対」になかった。 「世界で一番安全安心な原子力立国」は「発電所破壊事件」で、幻の世論操作に過ぎなかったことを示している。 世論を欺き、発電所周辺を壊し、住民を路頭に迷わせた「発電所破壊事件」になったのは、この広告に示したことを実行しなかった規制機関の経済産業省に、全責任があることをこの広告が示している。 この広告宣伝費（国税）はいったい、幾ら掛ったのか知りたいところだ。
--	---

最後に原告からの警告

資本主義経済社会が人類の終着点としてはならないことが、本件事故で証明された。資本主義の世界は、社会が不安定であることが必須なのである。日本人は長らく、日本は平和だと考えてきただろうが、これは社会科教育の歪みの成果であり、現実には、創造と破壊の連続を経済の原動力にしてきた狭隘な思想教育の結果なのである。

原告は、双葉町長になる前から気にしていたのが、OECD 指標だった。現在、OECD 指標を毎日見ている国民はどの位いるのかわからないが、資本主義経済社会の鏡としてご覧いただければ、国民の幸せ度合の考慮要素になることでしょう。

ただし、原子力関係指標はあまり参考にはならないと思うので、さらっと眺めるだけでよいでしょう。

本件事故の顛末を考察すると、かつて東海村の1基の原発事故を想定した事故の損害額は、国家予算の約2～3倍（現在の一般会計予算110兆円なので、200～300兆円）と見込んでいた。本件事故の場合を有識者が70～80兆円と見込んでいるが、原告は完全終息まで500年かかると見込んでいるので、第一原発事故現場に限って被害額を想像すると、均して年間2兆円とすれば、1,000兆円を見込んでおかなければならない。

このため、日本国民は、本件事故を加害者たちだけに処理を任せて置いたら、貧乏くじもいいところにされてしまうことを考えて、国民自身が表に立って、事故の本質と責任の所在をはっきりさせなければ、日本人は東電の負債のために働かされてしまうことを、恐れなければならない。

ウソに騙されて負けないために、立ち上がれ日本人。

おわり



原発の耐震基準が通常の建物と、まるで違う!!

三原 翠

皆さんに是非、お知らせしたいと思っていることが、能登半島の原発と地震の問題です。どうして原発が地震に弱いかって言えば、原発だけが通常の建物の耐震基準と全然違って、古い耐震性の考え方、ここにはこれ以上の地震は来ないという地震動に基づく考え方がまだ使われているのです。

1981年に建物の新耐震基準ができましたが、それは建物の中にいる人の命を守る事が出来るという事で、震度7というのが耐震基準になりました。そして、1995年に阪神淡路大震災が起きて、新耐震基準の建物は無事でした。そしてさらに、2000年には重要な建物の耐震基準をさらに厳しくし、病院とか学校は震度7の1.25倍、警察と消防書は1.5倍の耐震基準に改めさせました。それで皆さんもよくご存知のように、あちこちで耐震工事が行われていたわけです。

ところが原発だけは、古い耐震基準、これ以上大きな地震が来ないという考え方がそのまま何も変わってないのです。ですから現在10基の原発が西日本で稼働しています(2024年7月17日の時点で10基が稼働中、他2基が点検中)。それは全て震度6以下の、1000ガル以下の耐震基準しかないのです。これはもう実に恐ろしいことです。

しかも西日本の原発はどれも加圧式と言って、100から160気圧かけているために、冷却が20分止まれば爆発すると言われています。そのような恐ろしい原発が今、西日本で稼働していて、万一爆発すれば偏西風に乗って放射能が日本列島全体を覆っていくでしょう。

それなのに、どうして関西電力あるいは九州電力・四国電力が、原発を稼働させているのか。もうなんか日本を滅ぼしたいのではないかと私は思っています。

すみません、井戸川裁判なのに、こんな話してしまてね。この間も神戸の三宮でやりましたらね、「そんなことないぞ」と叫ぶ人がいたのです。ですから私すぐに「いや ネットでちゃんと調べてください。私はそれで調べて話しているのですよ」と言い返しましたけども。

本当にどうして、原発の耐震基準が通常の建物とはまるで違っているということを、マスコミは報道しないのか、私は不思議でならないのです。ですから、もう皆さんも是非、原発の耐震基準が昔の耐震基準がそのまま使われていて、原発にはこれ以上大きな地震は来ないという考え方のままでいる事を多くの人に知らせて欲しいし、マスコミにも報道して欲しいのです。

阪神淡路大震災以降、どの地震学者も地震は予知出来ないと断言しています。

原発がいかに重要な施設であることを考えれば、現在の通常の建物の耐震基準、震度7より、警察や消防署と同じようにその1.5倍の2500ガル以上は、なければいけないのではと思います。しかも、原発の耐震基準というのは第三者が見るのではなくて、自己申告性になっているのです。規制基準の中の耐震基準に合わせて、「自分たちは出来ている」と、本人たちが言ってるだけの話です。

壊れたら本当に深刻な問題になる原発の耐震性に関して、根本的に見直すべきだということを、皆で運動していけば、私は原発を全て稼働出来なくなるのではと思っています。

皆さんも、どんどんと声をあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(書き起こし：中村宜文)



皆さん一緒に知恵を集めて、我々で
この裁判を勝つためにもっともっとできること。。。

秋葉 忠利

皆さんこんにちは。私は前の広島市長の秋葉です。今日は広島から、井戸川さんのことが心配で、傍聴の皆さんとご一緒することで連帯の意思と、それから、非常に心配ですので皆さんから情報をいただいて、少し安心して帰れればと思っています。

残念ながら、日本の政治は選挙ではなかなかよくなりません。稀には良くなることもありますけれども、東京都知事選挙で皆さんご覧になったように、選挙で社会を変えるというのは難しいです。

例えば、被爆者援護法の問題にしても、最終的に被爆者を救ってきたのは、被爆者自身の活動とそれを基にした裁判で勝ってきたことによって、被爆者の権利が守られてきた。というのが、簡単に言うと、被爆者運動の足跡です。

ですから原発についても、やっぱり井戸川さんがやっているように裁判で決着をつけるということ以外に、残念ながら日本では正義を貫く道というのがすごく限られてきてしまっている。ですからとっても大事です。

で井戸川さんがやってることは、まさにその日本社会の一番大事な根幹のところを、きちんと論理を立て、そして事実を基にして、多くの人たちのエネルギーを集めて、裁判を戦っているという。それが、日本の政治を変える上での正道です。一番大事なところだと思います。

で私が心配してるのは、ところがやっぱり裁判ですから、専門家の助けが必要だと思っていたのですが、今、井戸川さんは弁護士に頼らずに、皆さんと井戸川さんと一緒にやっている、本当にそれで大丈夫なのかと。

今日は皆さんから、大丈夫だよ、しっかりやっている、きちんと進んでいるし、これで勝てるんだと、皆さんのそういう気持ちを、できるだけたくさん伺って、安心して。

さらに何かできることがあれば、皆さん一緒に知恵を集めて、我々でこの裁判を勝つためにもっともっとできることがあると思うので、是非、皆さんと一緒に知恵を出して、前に進めることができればと、そんな思いで今日やってまいりました。皆さん最後まで、頑張りましょう。

（書き起こし：中村宜文）

お詫び：かわら版 No.29号 訂正のお願いです

訂正箇所：かわら版 No.29号の冨塚さまの冒頭の2行が、欄外となってしまうこと、お詫び申し上げます。

HPのかわら版は訂正済みです。

（沼尾）

報告集会

「無限責任」 二重三重の対策

共同代表 木村 結



皆さんこんにちは。

今朝（2024年7月17日）の東京新聞の一面に、柏崎刈羽原発について、新潟県民から疑問の声がいっぱい出ているという記事があり、ご覧になった方も多いと思います。要するに避難ができないということです。新潟県知事選に出馬した片桐奈保美さんが、全面広告を5回も打って避難はできないと新潟日報でずっと訴え続けているとご紹介しましたが、その成果だと思います。

現在、新潟では、柏崎刈羽原発を再稼働するために、県民説明会を開いてるんですね。毎回100人くらいの地元の住民の方々が参加していて、やはり、避難についての不安の声を上げているのです。

私がびっくりしたのは、「賠償はどうするのか、ちゃんとしてくれるのか」という質問に、内閣府の担当者がですね、「東電が無限の責任を負う」と。無限ですよ。無限。今、福島原発の事故に対して東京電力が無限に責任を負うって言うことに驚きました。

新潟の柏崎刈羽の地元の説明会では、抜け抜けと、内閣府の担当者が「東電が無限の責任を負う」と明言してるんですね。「消費地の東京などの人たちが電気代で負担することを了承しているのか」という質問をしたら、「最終的には（賠償は）電気料金で対応する」と言っているわけですよ。全然話が違いますよね。税金で払っておきながら、しかも、無限の責任なんかちっとも負っていないのに、再稼働させたいがために嘘をつく。

今日も、井戸川さんの裁判の陳述の中でも、彼らのついた嘘によって本当に甚大な被害をこうむっているんだという訴えがありました。

それと7月5日の新聞記事に、3.11の時に（直後に福島各地で放射線量を測定し）大活躍された木村真三さんという研究者（獨協医科大学准教授）の方が、定期的に道の駅などで売られている山菜をランダムに購入して検査していて、その結果が記事に出ていました。山菜のコシアブラなんかすごく美味しいですが、道の駅でも栽培と書かれ、野生とは書かれていないものがありますけど、その木村さんの調べでは、今年は6月末までに245件測定し、その中から7件がセシウムで基準値を超えていると報告されています。ですから事故は少しも終わっていないし、またもや事故が起こるような再稼働を始めようとしていることに、非常に憤りを持っています。

それで、ここからがちょっと大きな話なんですけど、是非皆さんに聞いていただきたいことです。私が行なっている東電株主代表訴訟において、東京電力の代理人が色々ひどいことを言うということは、前にもお話ししました。そうしたらこの前、「世界には津波対策をしている原発はどこにもない」って言うてきたんですよ。

以前にも「台湾の原発は非常用電源を22mの高台に置いているという話はあるが、それは津波対策ではない、津波対策でやってるわけではない」と言い、この前の7月10日には「世界至るところに津波対策をやっている原発はない」と、言うてきたんですね。

それで調べましたら、台湾の人たちと連絡を取っていた経緯もあり、林勉さんという、原子力学会のシニアネットワーク連絡会の運営委員の方が、日本原子力学会誌に書いた「自論」という、3.11の直

後の9月のレポートを資料として第一審の際に裁判所に提出していたのです。東電の代理人は原告が提出した資料を読んでないのか、知っていて嘘をついているのかのどちらかだと思います。林勉さんが台湾に行って視察をして、台湾原発の会社の人から、逐次色々詳しい話を聞いたことの講演録です。

「台湾は、非常用電源と淡水源に関する安全方針は、6力所の原子力発電所で守備一貫している。非常用電源は各号機に2台、さらに、原子炉2ユニットに共通の共通電源及び巨大なガスタービン発電機2台が用意されている」と。そして(台湾の)第1原発の例で話をすると、「津波想定高さ10.7mに対して、発電所設置高さが11m、スイッチヤード設置高さが16m、非常用ガスタービンの設置高さが22m、10万トン級以上の人工貯水池の設置高さが62m」。つまり、巨大な津波が来ても大丈夫なように、22mの高さに非常用電源を設置、それも地震とかで使えない、ガスタービンも使えない、非常用電源も使えない、と言う時になったら、結局それでも冷やし続けるために、62mの高さに10万トン級の貯水池を作って、そこから栓を抜けば自動的に落下し冷却をする、そういう装置まで作ってるんです、台湾は。

この台湾の原発は、GE製ですからね。事故を起こした第1原発と同じGE製ですから。アメリカのGEが作ったものをそのまま福島に設置した国、アメリカの巨大企業の言いなりになって高さを、崖を20mも切り崩して、それで海のすぐ近くに原発を置いて全く津波対策も何にもしなかった日本と、それから同じGEから買っても、何重にも津波対策をして設置する台湾。もう本当に、私この貯水池に気持ちが震えたというか、あ、ここまでやっているのかと、感動したのです。

それを東京電力の代理人は、世界に1つも津波の対策をした原発はないと法廷で2度も言い切ってるんです。これはもう本当、大問題なので、是非、皆さんにもこの話は広げていただきたいなと、思います。以上です。

(書き起こし：中村宜文)

「命を懸けて、闘う！」 共有しましょう

新・世話人 高崎 朋子

この度、井戸川裁判を支える会の世話人を拝命させて戴いた高崎朋子と申します。

世話人として、微力ながら自分の出来る事から関わって参りたいです。

どうぞ宜しくお願いします。

さて、私の自己紹介をさせて戴きます。

32年前、長男が小学4年時、学校事故で怪我を負い、事故後の学校の対応（緊急時事故対応、安全配慮義務、安全対策等）に疑念を感じ、当時被害者の会に参加。

全国各地から「いじめ、指導死」学校管理下で起きた事故事件の被害者が多くいる事、事故後の教育行政からの理不尽な対応、地域社会からの心無い人権侵害など、被害者がさらに二次、三次被害を受け、我が子を失っただけでなく、被害者家族の心を苦しめています。

福島原発事故後、福島県内在住、県外避難されている方々と情報交換していると、学校事故事件後の被害者の思いと、重なって捉えてしまいます。

井戸川さんは「原発事故により全てを失ってしまった。」「国や東電は何も落ち度もない私たちから全てを奪った責任を取ろうとしない」と訴えています。

「私は被害の完全な回復を求めて、国や東電に対し、今回の裁判を起こしました。」と綴っています。

井戸川さんがこの裁判を起こす時に、「命を懸けて、闘う！」と、おっしゃいました。この想いを被災者全員、全ての支える人々と共有しましょう！

アンケート紹介

第29回口頭弁論・報告集会 2024年7月17日

* 1 口頭弁論の感想 * 2 弁護士さん感想 * 3 井戸川さん感想 * 4 裁判について

① 会員 * 1 5分程で終わり、何が何やらわからなかった。 * 2 原告と弁護団の離別の説明が良くわかった。今後むづかしい裁判になればと心配です。 * 3 原告、だけの裁判。原告の言い分が通らないことはないのか。。。日本の司法を信用したい。

一緒に活動 1、2

② 会員 * 2 本を発行したらいかがでしょうか。 裁判で Unscear 2020/2021 報告書の100力所以上の〇〇過少化〇についても問題視すれば問題が公になります。 Unscear、日本政府、日本側関与者（鈴木元、明石真言他）との利益相反についても暴露していただければと思います。（添付）

③ 非会員 * 1 すぐ終わっちゃって弁論もなくどうもよくわからなかった。弁護士がいらないから？ * 2 行政の長として市民が知らないことを詳しく丁寧に説明されていてわかりやすかった。もっと、これらのこと広く知らしめるべきだと思う。 * 3 お体に気をつけて下さい。

一緒に活動 発送作業の協力： 仕事があるのでどこまで協力できるかわかりませんが、一応、連絡下さい。（アド）

④ 会員 * 3 「井戸川さんの裁判を何故しているのか」という思いをあらためて強くかんじさせられました。 裁判の場には、なかなかいかれないでいますが、ご主張を十分に裁判の中でも展開していただきたいです。そのためにもお元気でお過ごしくださるようにと願っています。

⑤ 会員 * 1 進行協議ばかり、こんなことで裁判の公開と言えるのでしょうか？ * 2 言葉自体の最後の（沼尾）方が聞きとりにくくなってきたので、なかなか全てを理解しにくくなってきました。 * 3 先ずは、弁護士会の改革をし、司法制（最高裁まで）を改革するしかないのでは……もはや三権分立などはないと思いますので……

井戸川さん・原告一人で闘うとは物スゴイことで、ユニークな考えで面白いとは思いますが、大変ですよ。長い道のりとなると思いますが体力勝負でしょう。共に頑張りましょう。

⑥ 会員 * 1 余りにも事務的・形式的な申しおくり（伝え）なので残念な印象でした。 * 2 現地進行協議の実施された内容に井戸川さんの実行力が明確にわかりとてもよかったと思いました。 * 3 今後とも苦勞の多い裁判が続くのですが井戸川さんのエネルギーが私共にも伝わってきます。健康に留意し仲間と共に頑張りましょう。

⑦ 会員 * 2 準備書面に井戸川さんの主張と 생각이115ページにすべて表されているのでしょうか。 弁護士の賠償認めさせるための裁判用論理とは、ずれが出てきたのでしょうか。 * 3 応援しつつけます。

⑧ 会員 * 1 井戸川さんががんばってますので、これからも応援します。 * 2 弁護士なくとも充分やれると思いました。弁護士いない方がやれると思いました。 * 3 わかりやすい裁判になると期待できる。

⑨ 会員 * 1 特になし * 2 詳細で良かった * 3 大変ですが1人でも頑張ってください。

⑩ 会員 * 1 (マスコミ・電通)のウソがわかった。最後の主張の問題がわかった。 * 2 井戸川さんの話が分かった。 * 3 一人でも続けて下さい。

⑪ 会員 * 1 何の話もなかった。何と言っていいか * 2 具体的でわかりやすい説明はいつも通りだった。津波対地震についてもわかりました。弁護団が提出させなかった物がありますか。 * 3 法廷に古川弁護士および弁護団がいなかったのには、大変驚いた。裁判の提出書類も膨大だし、何らかの法律専門家の手助けも必要なのでは、と思う。簡単な事務作業も含め、法学部生等々のボランティアで経験を積みたい人など、応援を頼めないものか。

以上 11名

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 2024年度〔第9期〕総会報告

2024年7月17日（水）井戸川裁判第29回口頭弁論を終え、衆議院第一議員会館（大会議室）にて恒例の報告集会終了後、同会場にて14時50分より、「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」の2024年度定例総会を開催しました。以下、その概要を報告します。

※総会に先立ち、あらかじめ全会員に総会議案と意思表示用の返信はがき（出欠や委任、書面評決など世話人会事務局宛のもの）を送付しておきました。

1. 総会の定足数の確認

会員総数281、出席数30、議長委任63、個人委任4、書面評決57、合計154。総会の成立要件は会員総数の過半数、よって今総会の成立定足数141を超え、総会が成立していることを確認。

2. 議長などの選出

議長に新井治さん、書記に稲垣博美さん・小林宏子さん、議事録署名人に三原翠さん・高橋峰子さんをそれぞれ選出、議案審議へと進みました。

3. 議案の審議

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 2023年度〔第8期〕活動報告 |
| 第2号議案 | 2023年度〔第8期〕会計報告、会計監査報告 |
| 第3号議案 | 2024年度〔第9期〕活動方針 |
| 第4号議案 | 2024年度〔第9期〕予算 |
| 第5号議案 | 2024年度〔第9期〕役員の選出（高崎朋子さんが世話人に追加選出） |

これらの議案について真摯な質疑、討論、意見交換が行われ、すべての議案が可決、成立しました。

（報告 長内経男）

あとがき

東電福島原発のデブリ対策、およそ900トンのデブリから耳かき一杯、二杯分を採取する試行失敗。もちろん、そのデブリ対策の全体が明確に示された訳ではなし。最終処分も不明。「絶対安全」の旗を高々と、掲げてのあげくが、事故後13年・・・広島出身謳った岸田首相、再稼働、新設を決め！反原発の旗頭のはずの総理候補は宗旨替え！！誰が、どこで、日本列島、地球、宇宙、将来世代までイメージし考えてる？ この混迷、9月18日の午前の証人尋問、午後の原告本人尋問で訴えます。傍聴結集お願いします!!!

沼尾

井戸川裁判

(福島被ばく訴訟)

第30回口頭弁論
(終日、原告側証人尋問の回です)

傍聴のお願い

井戸川裁判最大の山場

日時：2024年**9**月**18**日(水)

場所：**東京地方裁判所**(103号法廷)

(傍聴希望者は10時迄に集合、定員数を超える場合抽選です)

午前の部：10時30分から開廷 (原告側証人に主尋問と反対尋問)

午後の部：13時15分から再開 (原告本人尋問、被告側反対尋問)

9時30分から **地裁前の傍聴前小集会** こちらにも協力を

裁判終了後 **地裁前で傍聴者で小報告会** こちらにも協力を

傍聴への協力 よろしくお願ひいたします

第30回口頭弁論の内容は、午前：原告側証人への原告側主尋問と被告側反対尋問、午後：原告井戸川さんに対し裁判長から主尋問、被告側の東電・政府が反対尋問の予定。恒例の**報告集会は開催しません**。裁判終了後に傍聴者による**地裁前小報告会**の予定です。

◆次々回 第31回口頭弁論は、2025年2月5日(水) 最終弁論となります。



会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員の募集(年会費1000円)及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通信欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会